

労働局総務情報システム（雇用均等行政情報システム）

調達計画書

（区分：最適化対象業務・システム）

特定情報システムの該当（有・無）

平成19年10月

（平成21年5月改定）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

1. システムの全体像

(1) 業務・システム最適化の概要

労働局総務情報システム（雇用均等行政情報システム）（以下「均等システム」という。）については、電子政府構築計画(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議決定)に基づき、平成 18 年 3 月に雇用均等業務の業務・システム最適化計画（以下、「最適化計画」という。）が策定、公表(*)されているところである。

(*) 雇用均等業務の業務・システム最適化計画(平成 18 年 3 月 29 日決定)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-1.html>

(2) 業務の概要

雇用均等業務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び各都道府県労働局雇用均等室に約 240 人の職員が配置され、労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等を目的として、男女雇用機会均等法をはじめ、育児・介護休業法、パートタイム労働法及び次世代育成支援対策推進法に基づいて、労働者、事業主からの相談対応や指導等を行っている。

これらの業務に関する記録等を均等システムでデータベース管理することにより、業務の迅速化、効率化、情報の共有化を図っている。

(3) 調達の範囲

平成 19 年度の調達は、業務の合理化、高度化を図るため、上記最適化計画に基づき、均等システムの事業場台帳管理機能を改修し、検索機能等の充実や業務報告書の作成機能の強化等を行うものである。

平成 20 年度に、均等システムの基盤を提供している労働基準行政情報システムが、更改及び厚生労働省統合ネットワークへ移行したことから、平成 20 年度以降に、均等システムと同様に基盤を共有している労働局総務情報システムとともに、現行の機能を維持するために必要な機器の導入・更新等を行う

(4) 他システムとの連携

	平成20年6月以前	平成20年7月以降
他システム名	労働局総務情報システム	労働局総務情報システム
連携内容	グループウェア機能、認証機能、総合的文書管理機能等を利用（労働局総務情報システムが労働基準行政情報システムを利用している機能を含む。）	グループウェア機能、認証機能、総合的文書管理機能等を利用（労働基準行政情報システムは利用しない。）

2. 調達計画

○ 全工程のスケジュール

均等システムに係る各調達の概要について整理したものが、以下の表である。

調達内容	契約形態	調達方式	調達時期	契約期間
事業場台帳管理機能の検索機能の充実、業務報告書作成機能の強化等に伴う改修	単年度契約： 請負契約	一般競争 入札	平成19年12月 下旬	平成19年12 月～20年3月 <調達済み>
次期労働局総務情報システムの利用及び端末更改	国庫債務負担 行為による複 数年度契約： 賃貸借契約	随意契約 (※1)	平成20年4月以 降	平成20年度～ 23年度 <調達済み>
改正パートタイム労働法の施行に伴う事業場台帳管理機能改修	単年度契約： 請負契約	一般競争 入札	平成20年11月 中旬	平成20年度 <調達済み>
事業場台帳管理機能サーバの買い取り	買い取り	随意契約 (※2)	平成20年4月以 降	— <調達済み>
事業場台帳管理機能サーバの運用保守	国庫債務負担 行為による複 数年度契約： 請負契約	一般競争 入札	平成20年4月以 降	平成20年度～ 21年度 <調達済み>
事業場台帳管理機能サーバの賃貸借	国庫債務負担 行為による複 数年度契約： 賃貸借契約	一般競争 入札	平成21年4月以 降	平成22年3月 ～26年3月

事業場台帳管理機能サーバ更改に伴う非互換改修	単年度契約： 請負契約	一般競争 入札	平成 21 年 4 月以 降	平成 21 年度
新事業場台帳管理機能サーバの運用保守	国庫債務負担 行為による複 数年度契約： 請負契約	一般競争 入札	平成 21 年 12 月 以降	平成 22 年 3 月 ～26 年 3 月

(※1) 労働局総務情報システムの更改に係る契約を変更して調達を行う。

(※2) 現在稼働している均等システムのサーバを労働局総務情報システムの更改後も再利用する。

3. その他

(1) 知的財産等

以下の内容を調達仕様書に記載する。

- ① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む) は、原則すべて厚生労働省に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に厚生労働省へ報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件に係り第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。

(2) 入札制限・制約条件等

以下の内容を調達仕様書に記載する。

- ① 品質管理体制について ISO9001 : 2000 又は ISO9001 : 2008、CMMI レベル 3 以上のうちいずれかの認証、若しくはこれと同等の認証を受けていること。
- ② 基盤、アプリケーション、開発環境のそれぞれのセキュリティ対策において、具体的なセキュリティチェック項目の作成等が可能な情報セキュリティについての専門の組織を有すること。
- ③ プライバシーマーク付与認定、JIS Q 27001 及び ISO/IEC27001 のいずれかを有すること。

- ④ 特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会の「プロジェクトマネジメント・スペシャリスト (PMS)」、PMI (Project Management Institute) のPMP資格、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のプロジェクトマネージャ資格のいずれかを受注者のリーダーが取得していること。
- ⑤ 情報システムの調達に公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規程する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する受託者でないこと。
- 厚生労働省CIO補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成12年11月27日法律第125号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成11年12月22日法律第224号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去2年間に属していた事業者。
- ⑥ 受注者は、受託業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を厚生労働省に報告し、承認を受けること。受注者は、機密保持、知的財産権、個人情報等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、厚生労働省に報告し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。
- ⑦ 入札を希望する者は、上記①～⑥に関し、証明する書類等を提出すること。

4. 妥当性証明

(1) 調達担当課室の長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長 安藤 よし子

(2) CIO 補佐官等

<本調達計画書に対する意見>

本調達計画書は、概ね妥当であると判断する。なお、今後、本調達計画の実施並びに改定にあたっては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」等と齟齬のなきよう留意されたい。

厚生労働省 CIO 補佐官

5. 窓口連絡先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課社会参加支援係

担当 : 大友 直之

電話 : 03-3595-3271

E-mail : otomo-naoyuki@mhlw.go.jp

6. 調達計画書の改定方針

(1) 改定契機

以下に該当する場合は、下記(2)改定手順に従い、適宜改定を行う。

- ① 本調達計画書に記載される内容について、より詳細な情報が確定した場合
- ② 本調達計画書に記載される内容について、適切な事由により変更が必要と認められた場合

(2) 改定手順

改定箇所が特定できるように調達計画書に表記の上、改定後の調達計画書を速やかにホームページ上で公表するものとする。

以上

別紙 変更履歴

年月日	更新内容
2007. 10. 24	第一版作成
2008. 9. 8	<p>第二版作成</p> <p>雇用均等システムに係る各調達新时期が確定したことに伴い、以下の項目を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 調達計画」の「○全工程のスケジュール」 <p>入札制限・制約条件等の変更に伴い、以下の項目を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3. その他」の「(2) 入札制限・制約条件等」 <p>担当者の変更に伴い、以下の項目を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5. 窓口連絡先」
2009. 5. 15	<p>第三版作成</p> <p>雇用均等システムに係る新たな調達を実施することに伴い、以下の項目を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 調達計画」の「○全工程のスケジュール」 <p>入札制限・制約条件等の変更に伴い、以下の項目を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3. その他」の「(2) 入札制限・制約条件等」